

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の原子炉施設〔HTTR（高温工学試験研究炉）〕の熱利用試験計画の適用法規に係る行政相談

2. 日時：令和5年12月15日（金）10時00分～11時05分

3. 場所：原子力規制庁10階打ち合わせ卓（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、有吉上席安全審査官、加藤上席安全審査官、

小舞管理官補佐、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官、安澤技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高温ガス炉プロジェクト推進室 室長 他1名

大洗研究所 高温工学試験研究炉部 部長 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安全管理課

マネージャー 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 HTTR－熱利用試験計画の適用法規に係る行政相談

資料2 HTTR－熱利用試験施設で適用が想定される一般産業法規の技術基準

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁仲川です。それではHTTRの行政相談 2 回目になりますけれども、等で折り返しさせていただきます。資料が 2 点ほど出てきておりますので、まず JA から説明をお願いできますでしょうか。
0:00:21	原子炉等の桂プロジェクト推進室の方、申します。本日 JAEA は出席者をまずご説明いたします。間瀬プロジェクト推進室長のサカバ成長。
0:00:32	佐藤次長しております。戸部 G に大庭小プロジェクト推進室密漁準備室のグループリーダー清水衛藤アオキ。
0:00:41	そして本工学試験研究炉を月プルセンター法工学試験研究炉久野病院マネージャー以下、ダイエー以上の五名。
0:00:53	が参加を新井側から参加しています。
0:00:57	探索本部さんからの出席者、
0:01:00	よろしいです。
0:01:05	各本部の後藤です。各本部からの出席者は、
0:01:10	山中マネージャーとゴトウの二名です。
0:01:15	すいません。赤羽ヤマナカですけども、多分後から、木村が参加しますちょっと。
0:01:23	ええ。
0:01:25	別件対応してるんで。はい。あとすいません。ちょっと小原さん、ゴトウが、
0:01:30	ちょっと小さくてもう少し上げていただくと助かります。
0:01:34	以上です。
0:01:36	そうしました。これでいかがでしょうか。
0:01:39	こちらこちらでいかがでしょうか。
0:01:42	もうちょっと上げていただくことができますか。
0:01:48	こちらでいかがでしょうか。
0:01:51	はい大丈夫ですありがとうございます。大丈夫です。ありがとうございます。規制庁側からですね、これからはですね、アラカワとイトウを、パートを、
0:02:04	アリヨシコマイナカザワで出席させていただいてます。よろしくお願ひします。すいませんあとアンザワですすいません。
0:02:16	出席しております。よろしくお願ひします。
0:02:19	よろしくお願ひいたしますそれでは先日提出させていただきました資料を用いて説明させていただきます。
0:02:26	PCDF 用紙建設の適用力ある行政相談としまして前回のコメント概要としまして 1 ページ目になりますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	す。前回主に2点決めていただいておりますが酒税に実績のある公共後東翼0という観点で、高圧ガス災害が想定される水準プラス遠くの水素製造施設は高圧ガスの保安規制を所管する。
0:02:49	経産省や県が生業務を実施するのが良いのではないと、水蒸気改質を含む水素製造地への高圧ガス保安法適用を経産省の安里大橋と相談ということいただいております。
0:03:00	先にですね、8ページ目にあります、経緯、こちらの回答を含めましてページを整理しましたのでご説明いたします。
0:03:10	まず削減年の6月にですね、高圧ガス工業の実際の規制業務の諸制度とカウして比較をしています茨城県の消防安全課産業保安室の方に今相談に参りまして、
0:03:21	その際炉規法の力を範囲と高圧ガス保安法適用範囲を規制庁が示した場合は、茨城県としては、高圧ガス保安法適用施設の粛々と審査を行うということが発言ございました。
0:03:33	続きます8月22日に規制庁沢野氏は安全性管理年間の面談におきまして、高圧ガス保安法の適用範囲に関し経産省とも相談することと、いただいております。
0:03:44	これを受けまして本年の10月2日に経産省高圧ガス保安室に参りまして、市長以下イトウちは、に相談したところ、高圧ガスの方は原子炉及び附属施設内における、麻生信者が適用範囲と。
0:03:59	また規定されていますので、定常解析と炉規法の保安院として、原子炉施設の続出するにあたっては、当該機器が炉規法の中で読めるという市長様の限界は必要この原価が必要と。
0:04:10	いう見解を示されました。これを受けまして10月31日に第1回目の原子力規制庁様と三好ですね、相談をさせていただいた際に、先ほどのご発言のコメントをいただいたところでございます。
0:04:23	冒頭ですね11月の8日に経産省高圧ガス保安支援法に、この件につきまして相談に行って参りました。先方からは炉規法側で整理を控え室等は原子炉の附属施設としていないということであれば高圧ガス保安法を適用するというご見解をいただきました。
0:04:39	またこの後ですね11月の末に茨城県も同様に参りまして、この水蒸気解析等を含む水素製造施設全体を高圧ガス保安法として、適用する件は、ということ実を相談したところ適用範囲を整理し、
0:04:56	高圧ガス保安法の範囲として申請すれば形の粛々と審査する。高圧ガスの製造部かは東京本部箇所ビーメディア関係ないので、適切な時期で申請してもらえば良いということをご見解をいただいたところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:10	1 ページ目に参ります。前回の中でですね、ポイントいただいたところを、こちらの方で整理して改めて回答してるところでございます。
0:05:20	一つは一般産業金というところでまず地形熱量試験施設令和等の産業法が具体的に適用されるかということと、そこにおいて適用除外の規定がどのようになっているかの整理ということをコメント、ご質問いただいています。
0:05:36	こちら 2 ページで説明いたします。
0:05:38	一井池谷熱量試験施設では、高圧ガス保安法等労働安全衛生法が町として適応決定寄与となりまして、適用除外対象について調査しております。
0:05:49	大須賀須藤の方につきましては、原子炉営業施設における、高圧ガスについては適用除外ということが、本橋 3 条に書かれている通りでございます。一方労働安全衛生法については適用除外の規定はないものですから、一般産業法規という点では高圧ガス保安法のみが原子炉によくあることを適用除外しているということでございます。
0:06:09	3 ページ目をご案内の通りでございますので、説明は割愛いたしますが原子炉等規制法の適用対象の整理ということで原子力施設とはということの定義の試験研究用原子炉施設というの定義というのはこのように書かれているところでございます。
0:06:24	4 ページ目に参ります。前回のコメントを踏まえてまた 5 月ガスを発電長が経産省のですね、高圧ガス保安室等の経営、見解を踏まえまして、
0:06:34	ベースTDI熱量試験施設の適用方法としましては、高圧ガス災害が想定される水丈夫解析等の水素製造施設の全体を、一般産業法規のもとで規制するということ。
0:06:46	またその他に原子炉等この附属施設の範囲は、原子炉建屋の隔離弁までとし、原子炉等規制等のもとで規制をするということで水素製造施設の異常については、原子炉施設にとっては外部事象として、
0:06:58	影響評価を行い、有賀教授が神山原子炉進めた原子炉スクラムを含めた措置によって原子炉安全に影響を与えないように設計するというような形で今回補正改めて整理したところでございます。
0:07:10	区分けにつきましては、文章に書かれていますようなところでして繰り返しになりますけれどもこの隔離弁のピアノ隔離弁の原子力が外側というところにつきましては一般産業保健、高圧ガス保安法等で、
0:07:22	規制をしまして、それ以降の原子炉が水戸原子炉施設が原子炉外部に関しましては、炉規法等のもとで規制を、4、申請を行っていくというふうに考えて、整理しているところでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:35	続きまして5ページ目に参ります。この整理表、前回、具体的な形として、細かい区分けがわかりにくいとご指摘受けましたので、少し細かくしたところの系統を持って参りました。
0:07:48	小野瀬先ほどのポンチ絵から詳細が聞きをしているところでございますけど、構成を機器構成を細かくしているところでございますけれども、原子炉等規制法の範囲におきましては、
0:08:00	原子炉建屋の隔離弁までの中の範囲、
0:08:03	特に前回ご指摘いただいた地域と製造施設の区分けがわかりにくいという点に関しましては、今回の原子力PRの相当側すべてを一般産業を企図するということで、このような緑色に書かれたところの範囲で、全部一括が一般産業法規で整理されるということでございます。
0:08:20	そのあたりは、高圧ガス保安法と、大井側の圧力容器基準、労働安全法と高圧ガス保安法のそれぞれの区分というところでは、ここで蛍光色で書かれている黄色のところが高圧ガス等の技術基準。
0:08:33	青いところについては5万本等で膨大圧力基準で設計をしていくというようなとらせること放っていくというようなことを、右が起こっていくということを想定しているところでございます。
0:08:46	最後に6ページ目でございますがこちらは比嘉プロセス案としましては、先ほどの示した範囲の第1棟の設備につきましてそれぞれ炉規法の規制につきましては
0:08:58	ご案内の通りの設置許可変更申請から設置認可申請書して保安規定認可申請等を進めながらということを考えているところでございます。
0:09:09	一方、高圧ガス法につきましてはこちらの茨城県に先ほど確認した通り、時期というのは炉規法等、それをまた触れなくて良いということではございましたが、それぞれですね、条件として、それぞれ、原子炉、
0:09:22	の安全という観点では、水素制度施設側の外部事象に関する影響評価が必要でございまして、歩行の取り合い条件というものをしっかり定めた上で、それを超えないような、ないように5月は素案法の方では、条件として正常許可を取っていく。
0:09:38	大原全体で言いますと製造認定変更許可を取っていくということになると、ふうに理解をし認識をしているところでございます。
0:09:45	7ページ目に火災のまとめでございます。5月災害想定される性状解析等福祉製造施設全体について、一般産業法規、高圧ガス保安法等のもとで規制をするということ。
0:09:56	また原子炉及び附属施設の範囲は原子炉建屋隔離弁までとし、労基法等の下で規制するというところで今回整理させていただきました。以上につきまして、このよう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	な方法で進めて良いかということのご見解をいただきますと幸いです。よろしくお 願いします。
0:10:13	ご説明ありがとうございます。それでは、規制庁から側からの質問に移りたいと思 います。
0:10:19	どうぞ。どうぞ。すみません。規制庁有吉です。
0:10:26	5 ページ、説明を聞いてね。
0:10:30	今日はね皆さんの常識を疑いますねえ。
0:10:33	これは確かに、
0:10:34	何だっけ、土岐法等も一般産業のその区域わかりにくいと。
0:10:39	私確かに申しました。だけどね、前回の説明と全く変えておいて、これがコメント回 答とはどういうことですか。
0:11:08	すみません質問の趣旨なんですけれども、前回からの変更という意味で系統 9 ア スクールせよと、その上で区切る範囲を、
0:11:19	を変えたというのがこの絵であります。そういう時にね先にね、区切る範囲は変え たっていうのをちゃんと説明してくださいよ。
0:11:28	まずそれがあってね。
0:11:30	だからどこで区切るんですって言ったらまだわかるけど。
0:11:33	それは何も説明しないでね。
0:11:36	これが前回のコメント範囲ですわないでしょう。
0:11:40	ビフォーアフターを記載してるという意味でおっしゃられてるんですか。いや、何が 何やそんなこと言ってるから。
0:11:46	なんでこんなもん、何で前回で書いたのこれ。
0:11:50	まず 4 ページ、見方違うよね。
0:11:53	何で変えたんですか。
0:11:55	それは前回のご指摘を 1 ページ戻っていただきまして、もちろんちらりと発言です ね。
0:12:02	5 月が数に関しまして、規制保護で監督するところとCクラス或いは、
0:12:10	文例が低いものに対しては、実際の線である検査を含めたシステムを考えると、 高圧ガス保安法のもとの方がよく見るのではないかというご指摘を受けました。
0:12:23	つまり、内山内田でやった方が良いという意味は、すでに法規体系すべてが整備 されている 5 月災害が想定されるものについては、そちらの方気を使うべきでは ないかという指摘を受けたという認識であります。
0:12:38	蒲生、もういいよ。そんな話幾ら聞いても仕方ないから、すみませんちよとこちら 手前みそで申し訳ない私はずっと高速でやってるもんでね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:49	高速炉の方見ると、もともと基準っていうのが未完成だから、どうやって規制するかはどうやって安全を説明するかっていうロジックがあってね。
0:12:59	それで基準ってのはこうやって議論してるわけなんです。
0:13:02	本来ね、4 ページで、なぜこれでいいかっていう。
0:13:06	なぜこれで安全を説明できるのかっていったところの説明がなくて、
0:13:11	今の基準がこう書いてるからってそれは秋谷処理みたいな説明聞いても仕方ないわけですよ。
0:13:17	4 ページでなんでこれであん時説明できるんですか、ちゃんと説明があったんですか。
0:13:22	ちょっと議論がかみ合わないのですけれども、ぜひ荒井様、擬制町様の方からですね。
0:13:28	本来カードプラントに関しては、すでに法体系が整備されているものを使った方がよいのではないかと。すなわち餅は餅屋でやるべきじゃないかというご指摘を受けまして、例えばですね水力開発機展開ここは 2 期目に向けとしまして、
0:13:42	助教の手島東ということを申したわけですが、それを改めてシート製造側に関しましては、
0:13:50	一般産業俸給を適正するという絵を今回持ってきております。ピフォーアフターとしましては、その分わかりにくい点はあるかもしれませんが、こちらのコメントはね。
0:14:02	何かの都合のいいところだけ取ってるよね。
0:14:05	こちらはあくまでね、原子炉の除熱機能を皆になっていますよねという話は何回も言ったはずですよ。
0:14:13	それはいいんじゃないかもしれないけれど、なぜそれで、これをどうやって分けるのか。
0:14:21	という考えが気になってますって前回さんざん議論したと思うんです。
0:14:24	それで、そこをすっ飛ばして、
0:14:27	餅は餅屋と言われてもね、うちらがこれ、自分は答えてないよね。
0:14:33	あのですねこちら水蒸気解析に関しては、理事ヘリウム系の除熱機能を持っておりますけれども、これを含めて一般産業飛行機で上も呼ぶべきですかと私聞いたわけですよ。6 億いただければ残ってると思いますが、
0:14:47	逆にその上でそうだというお答えになりましたので、この絵を持ってきたという状況でございます。
0:14:52	どうぞ。
0:14:53	規制庁の荒川ですけれども、ちょっと整理をさせていただいて、餅は餅屋というまじい意味ですけれども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:03	まず、高圧がそこはもう一方ですね。
0:15:06	経産省の方は、もう原子炉施設にあるようなものについては、うちは見ませんよっという話をしてるわけですよ。だけど、本当にそれでいいんですか。
0:15:18	ということを確認したかったんですよ。我々としてはね。適用除外になってるんですけれども、別にその高圧ガス保安法の目的のために何か審査するわけじゃないんですよ。
0:15:33	それを経産省はご認識していただいて、適用除外されてるんでしょうかね。
0:15:39	それだけ聞きたかったんです。
0:15:43	FAのページ 8 ページをふやしています。
0:15:48	ここですね。
0:15:50	10月2日の日を見ます。
0:15:53	もともとですね前回お持ちした資料の中でも、例えば契約解析感謝現象まで見るということで持ってきてまして経産省の高圧ガス保安室の見解を伺ったところを、
0:16:03	規制、基本とですね、規制庁様側が、目標の範囲で見ると、見ないという決断があれば、その決断された結果に基づいて経産省高圧火葬が必要な審査をすると。
0:16:17	いう原価をいただきました。従いまして高圧会社の方法として、ここまでが自分たちがやるべきというような見解、そういうものはなされていないと、あくまで規制庁さんが話したのってということだけは今回、
0:16:30	湯浅さんの中で示されたということでもあります。
0:16:33	我々の判断、これ、10月2日の内容を見るとですね、これ炉規法あるじゃないや、高圧ガス保安法に書いてある通りなんですよ。原子炉を施設の附属施設。
0:16:49	とするにあたってはね、六級の中で読めるという現象規制庁の件が必要と。もちろん我々はね、これは先ほども有吉が言いましたけれども、
0:17:00	冷却、除熱のね、一部を担ってるわけですから、おそらく原子炉等規制法からは逃れられないと思ってますよね。
0:17:10	その上でね、我々が、
0:17:13	審査をするのはですよ。
0:17:17	原子炉によって、災害の防止しようがないかどうかという観点でしか見ないわけですよ。
0:17:24	一方でね、こっちの方は違う観点で、
0:17:29	餅は餅屋でね、高圧ガス保安法のその対象物、
0:17:34	聖書も含めてですけども、そういったものを規制してるわけですよ。目的が違って来るんですよ。
0:17:40	それぞれの法律でね。
0:17:42	我々の審査だけで、それいいんですねということをお聞きしたかったんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:51	我々の審査だけで良いということで、もうこ経産省が認めているかというご質問ですかね。これはね、おそらく認めてるんですよ。法律で彼らがね。
0:18:02	彼らの法律で除外してるから。
0:18:05	認めてるとは思うんですよ。
0:18:08	だけど、一般の人から見たらね。
0:18:12	本当にそれでいいんですかって言うことだと思うんですよ。
0:18:17	いや間瀬越智もおっしゃる通りだと思うんです。その上で前回の最後にですね、規制庁委員会については右上の除熱機能の一部になっているけれども、船戸様ですかと確認したところそうだとおっしゃられたので今回思ったということでもあります。
0:18:30	誰、誰が言ったってということですか。その際、最後は誰、主語が誰で、全然わかんなかったんですけど、質問を私からしまして、誰が何ですか、お答えしたのがありましたっけ。
0:18:42	いや、うん。そう。
0:18:44	相手は誰に。
0:18:45	質問したんでしたっけ。別にここ、固有名詞じゃなくていいと思う。
0:18:51	だから個人の名称じゃなくていいんですよ。規制庁なのか。社長ご自身がおっしゃられたはずですよ。誰ですか。
0:19:01	なか必要です。
0:19:02	いいわけないよね。いや、読まないっすよそんなこと。
0:19:07	私もそこがですね、今回最大の論点であると思ひまして、確認させていただきます。はい。
0:19:14	除熱のですね、除熱の一端になってるんであれば、そこはもう、逃れられないと思いますよ。
0:19:23	それは前回の見解と違うことを今回ご審査ということで受けとめてよろしいですか。全く違うと思います。前回そんなこと言ってませんと言ったんです。
0:19:32	ただ僕も確認いただければわかると思いますんで、録音をつけなさい。そうですね。私は別にこれ、いや、ここで区切るかということを考えてやったってしょうがないだろう。
0:19:44	もう少し宮前目黒議論しろよ、すいません、聞こえないんですけども何かおっしゃいました。
0:19:50	いいですか、前向きな議論をしましょうってお話です。はい。そうですね。所録を確認しろとかって話がありますけど、そんな話はもうやめましょうよ。
0:20:03	もう事実としてね、30メガの炉心からの熱をどうにか除熱しなきゃならないわけですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:12	高高アニメが取り出して、そのうち1名が、水素制度で使うと言ってますけど、それは除熱として必要なんですね、1メガ。
0:20:23	取らなかったら、熱はたまっていってしまうわけですから、そこはね、前回のヒアリング、面談の中でですね。
0:20:33	そういうふうにとらえとらんと認識されてしまうような、言葉遣いもあったかもしれませんが、無理的に考えたら、除熱になってるんだから。
0:20:46	炉規法からは、僕は抜かれないと思ってます。
0:20:51	その上でね、その上で、
0:20:54	高圧ガス法がもう必要除外になってるけれども、
0:20:58	それはそれでいいんですねっていうことを、経産省の方に確認して欲しいと。
0:21:03	いう流れだと僕は認識しています。
0:21:12	芝について前回少し、
0:21:15	知念が打田さん。
0:21:21	見解について説明の通りになってます。はい。
0:21:29	それについては、なぜ読み取りました。
0:21:33	その三井高根氏が吸収するか。
0:21:37	水間をしてもらおう。
0:21:41	中部支社は最終的に安全を確保する違うし、
0:21:46	いくつかない。
0:21:49	前回ですね、その1分後の除熱を政策活用すると、いう議論をさせていただいた時に、
0:21:57	その1メガワットの除熱機能がそうした場を創出してしまった場合、何が起こるかと言った時にですねHTTRがそのぐらいは十分に吸収できるだろうと。
0:22:07	というような議論が一部入って、
0:22:10	それをですね、いわゆる除熱機能を有するか有さないか通常運転に有するとか許さないかという観点で申しますと、これは当然シートを作っている米津木野りますとそのネットを使っているというわけでありまして、
0:22:24	それが何らかの事故等におきまして喪失してしまった水素側の影響によりまして、それぞれ席の方がなくなってしまったというような状況のときに、
0:22:34	JCR本体は何が起きるかというそのぐらいのやつは吸収できると。
0:22:38	そういう前提があった上での、今ご判断をされたのかなというふうに思ってます。相川ですけどよろしいでしょうか。まだね、行政相談の段階で、
0:22:50	この本紙1枚の絵でですね、その1メガ程度だから吸収できるできないなんていう議論は多分できないと思うんですよ、申請があった後ね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:01	うちはじっくり評価結果に見せてもらいましょうか。その結果ですね、1メガ程度であれば、その除熱を担ってるとは言わないっていうね。
0:23:12	判断はあるかもしれないです。ですけども、現状の法体性というかね、基準みたいなものを見ながら考えると、これもしゃくし定規で考えるしかないんですよ。
0:23:25	今の段階では、
0:23:27	もう明確に、前回のヒアリング資料で、1名がわっと情熱をこれ期待してるように僕は認識しましたので、
0:23:37	であるならば、炉規法の体系から逃れられないねと。がしかしですよ。
0:23:44	高圧が素案を本当によろしいんですか。それは経産省の覚悟だと思ってます。さらに言うと、サービスですよ。現状、原子力発電所みたいところで、
0:23:56	水素もちろん使ってるんですよ。
0:23:59	発電の冷却ですよ。で使ってるんですけど、それって本当に徹々たるもんなんですよ。そういったものと、
0:24:09	今回、どれくらいその水素が、水準貸会議室の中で、
0:24:16	存在するかわからないですけども、ちょっとね、レベル感が違うと思ってるんですよ。
0:24:21	その上でね。
0:24:23	経産省の覚悟として、
0:24:25	本当に適用除外でいいんですねっていうことを確認して欲しかったんです。
0:24:36	私も経産省さんの方にですね、説明するときに、
0:24:41	今回10月3日最初の第1回目の業者の前に行った時にですね、そのきっかけを一度、最初に説明したわけです。その先に、
0:24:52	CPRの熱を
0:24:54	安井曾我はつまり、ノーとなっております四日市市もろてるボンと。
0:24:58	こういう状況を説明しました。再度ですね、行政相談後に、同じ系統図をもとに、とりあえず、ここの部分、すなわち今回お見せした同じになるわけですが、こういったもので、要するに、二次系として見える形があって去年知見を有する機器。
0:25:14	6ヶ月の手前で、建屋を出入口で切り切るという方向でところを説明してます。
0:25:22	この際にですね、警察の見解としては、規制庁さんそういう判断をなされた上でしかも建屋が明確に分かっていると、もうちょっと体系しております、
0:25:33	正常解析自身はどこにあるんだ。うん。館野仲でなくてそこになる予定ですよという話をしますところ、建屋も明確に分かっていると、その経産省としては、
0:25:44	見るという大きなもん。
0:25:49	下。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:52	できるという意味で大きな点はないかなというふうな見解を、は申し上げました。ただ作業にですね、原課長おっしゃったようにですね、本当にヘリウムが入っている、放射性はたとえないにしてもですね。
0:26:05	二次系の日が歩いてあって除熱機能が 14.0 になっている以上を、それを本当に一般化学プラントとして見て良いのかという意味で、厳密な精査をしてるかどうかというですね、そこまでは規制庁の方の判断にゆだねてるというふうな印象も受けています。
0:26:21	ありがとうございます。よくわかりました。
0:26:25	やっぱりね、経産省は、炉規法で、これは元資料、附属施設の中にあるもんじゃないって言うてくれれば見ますよとしか。
0:26:36	判断しないと思いますね。今日の資料を見ても、後の資料で、経緯これですねこの紙でも明確に書いてありますけどそういうことなんだと思います。そうすると、やっぱり炉規法の施設かどうかというところで、
0:26:51	今の時点ではですね、判断する、せざるをえないと思ってます。そして戻ってしまふんですけど、たかだか 1 名がですけども、高田 1 名がメガだからね 10 の 60 を持ってるんですけど。
0:27:03	その除熱機能をね、持ってるのであれば、現時点では、私の見解では、炉規法から逃れられないと思っています。
0:27:13	そこまでおっきな声で、もう少し細かい自分のところまで限度ぐらい影響を与えるのかという観点から、線引をした方がいいんじゃないかというふうに私は考えてますけど。
0:27:30	どういう。
0:27:31	そう。
0:27:32	すみませんちょっと音声が高かったんですが、原子炉側に安全に影響を与えるという範囲で見るべきだというご見解、そういう構成です。
0:27:46	それ何ですね前回出した当初、見ていただきます。だって、杓子定規に判断しなきゃ駄目ですよ。うん。
0:27:55	私もですね江藤委員、さっき言った前回ですね、ちょっとごめんなさいちょっと発言させてください。有吉です。さっきおっしゃったように、
0:28:11	統一メガネ課税ロシアの論理特性がどうかって私確かに聞きました。
0:28:17	参考参考としてね、こういうもので理解するために聞きました。
0:28:22	で、それを聞いて、規制庁がもう納得して、
0:28:26	もうこれでいいんだと判断したっていうのは、進めます。あくまで行政相談だから、うちだって理解するためにいろいろ聞いてますよね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:36	で、基本的には、今、趣旨と住所は有川が言った通り、除熱機能を持つわけだから、どういうところを炉規法から紹介するという判断はできないと、今のところ。
0:28:50	というのが、多分その公式見解で、そのあとは、そちらの申請次第で審査していくつちゅうことじゃないかって気がすんですけど。
0:29:01	教諭のそのくらいで、
0:29:04	その審査の中の具体的な方針まで、多分この行政相談でやっちゃうと、
0:29:10	エビデンスが残らないし、
0:29:14	というような気もするんですけど、基本的には設置変更許可を出すってことで、その中で、どこまでが、その他附属設備の、に該当するかどうかで判断するんだと思うんだけどはい。
0:29:32	すいません原子炉のサトウついて教えていただきたいんですが設置許可申請というのは、その労基法に基づいて申請をしていくので、その掃気の範囲というものがあらかじめ決まった上で、
0:29:44	これを申請をしていくとその中での範囲での基準規則に照らし合わせてですね、こちらが思っていたので、この設計を進めるあった上であってですね、今法律の適用範囲、つまり許可申請での範囲というものを、
0:29:59	規制庁様のご見解をいただきたいなと思って今回ご相談させていただいているところでして、どのような場所で設置許可申請の前にですねこういうことしなくちゃいけないと理解しているんですけど、どのような場所でご相談させていただければよろしいんですかね。
0:30:16	それは、まずは申請出したからの話ではない。いやいや、やっぱり
0:30:23	どこまで必要ですかねっていう話はですね、やっぱりその行政相談なんだと思いますよ。行政相談なしに、申請されてもちろん申請主義なので構わないんですけども、それはね、あんまりその、
0:30:37	合理的じゃなくて合理的じゃないと思ってるので、相談いただければと思います。そのときにはね、やっぱりもうここはね、しゃくし定規に考えるしかないと思ってるんですよ。
0:30:48	原子炉冷却、設備施設ですかという問いかけを僕、前回したと考えています。
0:30:57	そのときには、元0設備ですという話であるならば、申請書の記載事項にですね、現0設備について書かなきゃならない。
0:31:08	ていうところが、規則がありますので、それに基づいて、申請していただくんだと思っています。
0:31:16	私はですね設計を進めていく段階において、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:23	大城がどのように適用されるかというのがないと、設計できないとありまして、今まで言ってもですね当然申請してから確定だという認識でも構わないんですけどもですね前回これを出した資料をちょっと見させていただいておりますが、
0:31:39	これがですね前回お出しした資料で、いわゆる住宅株式これは二次ヘリウム偏見の、内包して、かつ、通常運転時に常識を有する。
0:31:49	そういう意味でですね、補強できる範囲を主力会社の外側ではいかがでしょうかというものを写真をしたわけです。
0:31:56	そうするとですね、今の論点からしますと、これの効果どちらかというリーズナブルであると。
0:32:02	講座ありますれば、これにですね、設計を今後進捗させたいという方でも私もどちらが良いからこちらがどう、どうかというものであって、本当に区切って設計を進めなければいけないかというところが最大の論点と考えておりますんで、
0:32:18	覚えてですね改めて審査した上で、いやそこは違うという議論はもしかしたら出るかもしれないんですけども、
0:32:24	これはですね確からしさというものがここで、何らかの形でありがたいと思ってることあります。はい。はい。僕は前回の資料、これですね見てますけど。
0:32:36	大筋これなんだろうなって気はしていました。
0:32:40	はい。
0:32:41	その上で、ちゃんと申し訳ないですけど、原子炉、
0:32:48	によるね、災害の防止上支障がないこと、それをその希望では、審査して確認をしなければならぬ。
0:32:56	一方でね、水蒸気加湿器については、水素たまっているようなタンクだから、餅は餅屋の経産省の高圧ガスの方で、本当は見たいんですよ。一般の人から見てもね。
0:33:11	そういうふうに思うんじゃないかと思って、計算書、もう1回確認してくださいって話をしたわけです。
0:33:29	決算書に見て欲しい。
0:33:31	ここ車、結局設計をですね。うん。
0:33:36	スペックなければ、議案は、やはり水野OKと競争或いはですね、グリーン成長戦略示されてるスケジュールというのはありますので、これを、
0:33:46	どこで区切るのかということも含めて、メーカーに発注していかなければいけないという状況です。従いまして、当面これがリーズナブルであると、というようなご飯をいただけるのであればですね。
0:33:58	お示しましたこの榎本をベースとして進めたいと。
0:34:02	その際の注意点は、藤岡医師自身は、惨め形を使って通常運転に話をする。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:09	しかし、票を持って見るもの、一般産業施設にあります技術基準を使いたいというものも、一つのポイントになってくるかと思えます。
0:34:18	はいはい、わかりました。やっぱりJAとしてはですね、この図上、加湿器っていうのは、除熱の設備だと思っているから、やっぱり炉規法で、
0:34:31	見てもらうべきだ、そういう考え方でよろしいですね。やっぱり前回そのようにを持ちました。これが前回使ってるんです。そうですね。OKでOKです。うん。その上で、僕はさっき言った通り、心配なのでね、本当に見なくていいですかっていうだけ、
0:34:45	確認したかただけですので。はい。わかりました。考えはわかりましたので、基本的にはこうなるかなと思っています。
0:35:01	原子力機構の佐藤です。その上でですね以前管理課面談の際に、気づきというもの、その規模等で見っていく場合に、
0:35:11	きちんと規則であったり別のところですね、
0:35:16	その中で技術基準、一般産業技術基準というものを、以下、それを使うかどうかということに関して、ある程度時間を要するので、行政相談してくださいということでもともとご相談させていただいた経緯がありまして、
0:35:31	一部公安審査というんですね一般寄付を使って良いんでしょうかということに関しては、改めて行政相談の場を使って説明させていただければよろしいでしょうか。
0:35:46	そうですねえ、ちょっと考えなきゃならないですけど、今、HTTRのね、細かい配管であるとか、そういうスペックみたいなものワ、昔々の仮議長。
0:36:03	が作った、何だっけな、結構傷構造基準。
0:36:11	何だっけ今月の。
0:36:15	補助基準だっけ。
0:36:17	そんなのをね、仮議長として作って、審査の根拠みたいな形でやってたわけですよ。
0:36:28	それを認識でしょうか。だよ。それは1-1からの。
0:36:36	うん。その行動基準みたいなものを使えればいいんだけど、やっぱり、そもそもね、ヘリウムガスを前提にした。
0:36:47	構造基準なんですよ。
0:36:50	今回はね、片側は、ヘリウムガスそのままの間とかが走ると思うんですけど、反対側水素であったり、うん。うん。
0:37:01	LNGが入るようなタンクとかね、そういったものが出てきちゃうわけですね。
0:37:09	そうすると、
0:37:11	やっぱりその一般産業を好機を参考にした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:15	Hの構造基準みたいなものを作る必要があるんじゃないか。
0:37:20	我々ちょっと考えているんですよ。
0:37:24	何かもう、学会標準みたいなので、議論がされててできてるものとかありますか。
0:37:31	H向けに、それがあればね。
0:37:36	それがあればですよ。
0:37:38	提案していただいて、
0:37:41	うちの都築の審査でさあ、
0:37:45	ないのはわかってんですけど、そういうのがあればね。
0:37:50	提案していただいて、練習規制庁には、そういう研究部門みたいなところありますからね、基盤グループというのがありますから。
0:38:00	そこで裏付けをとってもらってね、基準として使っていく、そういう合理的効率的なやり方ができるような気がするんですよ。
0:38:13	そういったものもなかったら、これ1個1個やっていかなきゃならなくて、
0:38:18	そこら辺の層はどういう準備がされてるのかなってというのがちょっと心配なんですよね。
0:38:25	4月にですね、すでに9月が底の方ではそういう基準も整っているし検査もすでに竹下技術を持って検査をしていると。
0:38:37	そこで規制技術規制側としてやる場合に、津山重要度クラスⅢとかですね、そういったものを見るとすると、こういったものは一般的に、ジェネレーションはあんまり気何ていうんですか。
0:38:50	重度の高いものに比べるとしますと、ある程度差が出てしまう。本当。
0:38:55	そうなるよ、
0:38:57	小松麻生の方で見た方が有利じゃない、要するに前回の一般技術基準を取り込むかどうかと思ってですね。
0:39:04	それをやった上で、規制庁さんの本当にここまで見るのかどうかということの主なものはおっしゃられたと思うんですが。
0:39:11	本当ですね、この本びゅうがあるなってきた。
0:39:16	そんなあるべき姿として6票持って監督するので、一旦作業基準、技術基準も目標の中に取り組みべきような手続きを踏まえるべきという意見がなされるのがあれば私はそれを本当にやるべきだ、やるだけですんで。
0:39:29	その方向でですね今の開発がこの仕事の方ともですね、今、実際の現象学会の専門委員会でオブザーバー参加していただきたいと思いますがそういったコンタクトをとってるところでございますので、
0:39:42	その中で、取り組むための準備というのは、取り急ぎ進めて参りたいと思います。ですからそれはどちらが良いかじゃなくて、ある程度決まった通りやる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:52	ということで進めると。
0:39:54	それを中崎早期にやりたいという、それだけでございます。
0:39:58	ありました。1 から作ってですね、基準に取り込もうとしたら、やっぱり5年はかかりますよ。ちょっとそうならないようには、
0:40:09	ちょっとね、どこまでやるかっていうのは、
0:40:13	これちょっと確認していきたいんですよ。うちの中でもですね、内野菅ブーに今、
0:40:23	どういうふうに進めようかまさにその基準を作るべきかっていうね、ところも含めて、紙を作っているんです。で、
0:40:34	HTTRの方からね、少し回答を、経産省からのその回答というものを宿題として投げさせていただいていたので、それを待った上でですね、幹部に説明に行こうと思っていましたので、
0:40:49	高圧ガス保安法を参考にした技術基準を作るかどうかっていうのは、また庁内で確認しますんでそこはちょっとお待ちください。
0:41:02	どうしました。んな、5年はかかるとなった方がいいです。うん。すると本当にこのプロジェクトやるのかという違い、経営判断にかかってくると思います。真面目になってきてしまいますんで、
0:41:15	例えばですね、例えばこのBと日本国内実証するのは極めてやっぱりこれだけでやってですね、その三つを世界の多賀さんのために今思った方が、
0:41:26	そういう別の議論が発生するという、交換でもありますので、そういうふうなスケジュール的に私はあまりってのは日本も早くやれというふうな姿勢がすごく強く持っていますんで。
0:41:37	そこを含めてですね、今後の経営判断にゆだねるは非常に大きな方法だなというふうには考えております。はい。
0:41:46	何だろう、進めていただくのは結構だと思いますけど、我々やっぱりどこまで見れば、基準を作るなり作らないなりも含めてですね。
0:41:56	どこまで見れば、安全に、
0:42:00	このプロジェクトが、
0:42:03	実行できるか、その点しか我々は、まず観点として持っていません。そこはご認識いただければと思います。
0:42:13	私、私、前回お伺いした時にですね
0:42:18	このプラントが本当に安全なのかという意味で実際例えばクラスⅢとかですね。
0:42:24	iDCクラスみたいなものを実際に牽制する時にはおそらく設計と建設主体はS相当でやるべきと思って現在そういう手続きを進めてございます。
0:42:36	ですので許認可上のグレードと、その実際でき上がったもののフレームが違うということにすればいいと思っておりまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:43	その上で、その安全が保たれるかどうかというところが、うまく知恵をですね集中してるなという印象全体を持ちました。従いまして、ここの技術基準をどうとるかどうかという論点で、それは本当に安全に対してどう影響するのかという、
0:42:58	本当に含めてですね。うん。当然決定したって進めるわけですけども、今、
0:43:05	技術基準については運用については、何らかの判断をいただきたいと思っております。はい、ありがとうございます。
0:43:13	私もね、ああいうふうにしゃくし定規な話を今しましたけど、そんなふうには思っていないです。ですけどもね、JAさんにもすごく協力して欲しいんですよ。技術基準を、
0:43:26	レポートみたいな形でまとめる必要はない。
0:43:30	そういうね。
0:43:32	なんでそれでいいのかっていう裏付けやっぱ作っていきたいんですよ。そこら辺は何かいいアイデアがあれば教えて欲しいなと思っておりますんでね。今僕は思っているのはですよ。
0:43:44	バザーかな。
0:43:46	観点ですけど、やっぱりね、
0:43:51	試験炉であるという話、1点もノーでしかない。我が国で一つしかないね。この水素製造の、原子炉を使った水素製造のプラントであると。
0:44:04	その一つのプラントに対して、今の時点でね。
0:44:08	技術基準まで作る必要がありますか。
0:44:13	そうじゃないですよ。
0:44:15	ていうことを、一つの主張として、説明に回りたいと思っているんですよ。
0:44:21	それ以外にもね。
0:44:23	技術基準なんて使わなくたって、
0:44:26	審査できますよっていうね、何か知恵があれば、そこは教えて欲しいんですよ。
0:44:35	ちょっとご協力はお願いしたいと思っておりますけど、いかがですかね。
0:44:40	それについて、JAとして、国内、国内でこういう基準があるんだけど、これのこの基準で、
0:44:50	今、満足すれば安全性に問題がないっていうような、推奨するようなことをやった方がそのお話は早く済むと思っておりますよ。うん。確かに。
0:45:03	星条旗回数券については実際DMの熱交換を今回権藤写真になってしまうんですがお知らせいただくところを作ってそれなりにする、何ヶ月間の運転をしてですね、安全に運転をしていた実績もあってそれが高圧ガス保安法ですけど。
0:45:21	やったものというのがありますので、そうなんだね。はい。ご紹介いただいたようにもちろんこちらとしてご協力させていただいた上で、いっぱいあるものを使っていく

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	というのが、つまり一般産業保健技術基準でありますけども、高圧ガスですね、特定設備。
0:45:37	技術基準を使っていけば、岩崎牧口っていうことを考えています。また、ちょっとね、今の情報はすごく有用であって、前回も少し聞いたかもしれないんですけど。
0:45:49	ちょっと整理すると今の安心すると、コールド試験で、熱源はね、原子炉じゃないんだけれども、
0:45:59	ヘリウムを使った、水蒸気解析をコールドで、もう実験したことがあると、それについてはね。
0:46:10	原子炉施設にあるものじゃないから、高圧ガス高圧ガス保安法のもとで規制を受けて審査をしてね、OKをもらって、運転して実験した、そういう実績があるっていうことですよね。だから、
0:46:25	その時にね、見た基準であるとか、どういう観点かっていうのは、もうHTTRは押さえてるってことね。
0:46:35	はい。
0:46:36	なるほど。いいですね。はい。はい。大分それ使えるよね熱源は根井石油になったのか。
0:46:46	負現象になったのかだけの違いだからね。そうですか。わかりました。わかりました。
0:46:54	室岡が前回、昔から1本で、今回おそらく7本ぐらいです。
0:47:03	うん。
0:47:03	そっか1から7にレベルアップするけれども、考え方は一緒だよん。
0:47:13	了解。
0:47:15	ぜひね、そういうのを、今ね、現地調査依頼して、るんですよ皆さんご存知ですか。
0:47:25	19日に1冊いただくということで入ったよね。
0:47:31	さあ、何かすごいですのでぜひよろしくお願ひします。でね、残念なことに思います。ありがとうございます。残念なことにね、話を聞いているのは、そのコールドでやったモックアップの試験設備って、もうなくなってしまっても納期しかない。
0:47:49	容器はあるんですけども、その中はですねやはり
0:48:01	例えばその附帯設備とか附帯設備については撤去してしまっているというところありますので同じ値等ありますので、ちょっと申し訳ないんですけど配管のところの写真になるかと思ひます。赤坂山下。
0:48:16	組じゃねえそういう実物を見たいと思ってるし、建屋内噴射してるんですけどですね、日本は一部残っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:27	了解了解。現地を見せていただくとともに、さっき話のあった、そのコールド試験の時の、高圧ガス保安法で使ったね、申請書類であるとか、申請のためにね、準備した資料っていうのも、
0:48:44	ちょっと準備して、見せてもらえればありがたいなと思います。
0:48:50	そうでしたら、当時やったもの売っておりますので、できるわけです。そうですね。現地で見なくてもですね、送っていただいて、
0:49:03	どっかのタイミングでまたご説明していただければ、こんなもんでできてしまうんだ。技術基準まではいいよねみたいなね、ふうに持っていければラッキーだなと思います。
0:49:22	やつ。
0:49:25	はい。あれかですけど、ちょっと冒頭でボタンのかけ違いみたいなものがあったかと思えますけど、大丈夫ですかね。もう1回整理すると、やっぱり炉規法からは逃れられないかなと思ってます。
0:49:38	その上で、うまく効率的にやっていく。
0:49:42	術を考えましょうっていうことかなと思ってます。
0:49:48	ちょっと本日まとめますと、今お見せしてる協議をさせていただいた上ですね、相当でもあるし、区切りとして、目標等を分けると。
0:49:59	うん。そこはこれをもとに、新メーカーの設計を進めていきたいと思います。上で、通常、産業保健議席の撤去をするということを前提としてそれを目標に取り組むかどうかと。
0:50:12	いうことについては今後の検討状況を見つつ、先に判断するというように。わかりました。はい。
0:50:23	概ね僕は良いかと思います。
0:50:26	はい、その上でですね一般産業施設の技術基準を適用するかどうかの判断をする材料の一つとして減築をさせていただくとともに、一応実際に過去に運用した水力開発機能を、大きなものでの状況とか申請状況等を、
0:50:42	お配りいただくと、いただいております。はい、ありがとうございます。
0:50:53	浅井剣持委員、もう一度確認させていただいてこの上ですね、動き方と一般産業規模で区切るということで、どんなですね、月間設計作業をですね、進めていきたいと、ここの中で、
0:51:04	自重堂の基準で区切るって話とね、原子炉の安全で区切るって話は別の話だっことをよく認識しておいてください。それ技術基準っていうのは基本的には構造の基準が中心なってます。そこんところをよく認識しておいてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:20	はいそこははい。承知しておりますありがとうございます。炉規法の範囲と、一般産業法の申請の前にですね、ということで、情念Ⅱのところを含めたところでの憲法を設置許可申請の、
0:51:34	しているということです。進めていくというべき水準についてはここに書かれたような形は今まだ、つまり水準解析については、伴産業技術基準という話はまた今後ということで理解してます。繰り返しになりますけれども、
0:51:57	何かあれじゃ終わります。わかりました。一括で何かでちょっと1回整理して、うん。
0:52:08	あれでしょうか。はい。
0:52:16	これ前のやつだろうと。
0:52:28	ちょっとねそこは言っただ方がいい。規制庁の荒川ですけれども。
0:52:36	今ね、見せていただいている絵で、土はいいかなとは思っていますがしかしなんですけれども。
0:52:46	これは先ほども言いましたけれども、中でね、うちの幹部、
0:52:52	に説明に行こうと思ってるので、そこでもちろん変わり得る。
0:52:58	という言葉、ご認識ください。こんなもんだらうと僕は思ってますけど、
0:53:05	全部クリアが取れたわけじゃないので、そこだけは認識していただければと思います。
0:53:11	よく岡なんか言うことあるよね。
0:53:14	はい。先ほどこの図の中で、水蒸気過失開始月の外側の弁。
0:53:23	までを区切りの線とするみたいなことで、了解取れましたみたいな、ご認識でいらっしやうと思うんですけれども。
0:53:30	それは多分炉規法としてその情熱を検討してるとしてどこまで見るかっていう話だと思うので、すばっと切れるかっていうのは、
0:53:41	この場ですぐ断言できるものではないんじゃないのかなってちょっと思ってます。
0:53:45	なのでそういう意味も含めて、変わり得るといふ、ちょっとまとめをしていただければいいかなと思ってます。それを今日体系化に置いてってくださいねそれを決めた場合にその後、
0:53:58	大塚側ん方がそれでいいかどうかってのはちょっと別では答える話ではないです。うん。
0:54:05	そこだけはちょっと知りたい。
0:54:08	の内側まで9つかっていう、休憩後のって何か、この先SD私どものメーカー等のうちの技術リスクの状況についてどうするかっていう。
0:54:21	設計の不在から入っていくわけなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:24	現時点では今日この時点ですわね、ここでそれされたとは全く思っておりませんが、当面ですわねここで降りた上で、進めなければいけないという状況になりつつありまして、
0:54:37	業況という話もしないんですけれども、その収益性情勢の中での審査の過程において変わり得ると、いうことは本日認識いたしました。
0:54:48	一方である程度の防災をどうタイミング書けるようになってますし、海水を停止しました上でできるという設計の手戻りというのが、
0:54:58	このタイミングで都築許認可肥前審査生まれたと言われてしまうそうですね、ある程度見込みはしするしかないわけですけれども、どのみちがあればよろしいすかね。
0:55:24	を安全上問題がない構造基準も含めて安全上問題ないという設計をするんじゃないですか。結局従って、基準があるから基準に従ったほうがいいっていう議論じゃなくて、ちょっとそこが順序が逆じゃないかな。
0:55:38	こういう基準を満足すれば、安全上問題ないということ、全員が説明するんじゃないかな。
0:55:47	はい。もちろんそのように説明をしていくわけなんですけど先ほどの設置許可ですわね評価申請をしていく一方、高圧ガス保安法の下で製造許可申請をしていくというその申請自体に、
0:55:59	適応法規という部分的をどこになる法律を作る人基準ですわね、どこに何の法律を適用するかによって、どういう申請をしていくかというのが、変わってくるころがありまして、
0:56:11	そこの区分けをですわねご相談したいというのが一番のまず最初の趣旨としてありまして、そこは行政相談の場ですわね、できるのかなと思って、繰り返すんですけど始めたところがございます。
0:56:25	そのところについてはこの場で、今
0:56:30	どれぐらいの時期には、トレッドの場でやっていくかっていうのちょっと確認させていただきたいんです。
0:56:47	ここは少しですとか言ってもいいんじゃない規制庁ナカザワですわねちょっとお待ちください。
0:58:25	はい。荒川ですけど、すいません。
0:58:28	最後の方でねちょっと歯切れが悪くなってしまったんですけど、ちょっと繰り返しなりますけど、おおよそこれでいいだろうというふうに思っています。一方でね、
0:58:38	やっぱり考えなきゃならないところっていうのはあると思っています。それは、申請を受けた後ですわね、細かい評価みたいなものを見ながら判断をしていくところもあると思っています。加えてね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:52	今の時点で、私がちょっと悩むところ、この簡単なポンチ絵で悩むところとしてはですね、水蒸気加湿器の右側のバルブですね。これが、
0:59:06	炉規法の方だけで、受けてるような形になってるんですけども、ここはね、両方、炉規法と、高圧ガス保安法。
0:59:18	両方がね、見るようなトライアイ部分なので、になるんじゃないのかなっていうふうに、若干思っています。そういう細かい話も含めて、
0:59:30	変わり得ると思っておりますがしかしね、これは日本で初めてのやり方プラントなので、
0:59:43	すぐにはね、これ結論は出ないと思います。
0:59:46	とするとですよ、申請者たるJAが、やっぱり根拠を持ってね、説明し切るしかないと思ってるんですよ。
0:59:57	バルブの外側、
1:00:00	もう完全にね 6 票と、こいつがそこの方は借りられるんだと、こういう考え方で言ってくればね。
1:00:09	それで審査ができるだろうし、申請もできる申請もされるすることができるような気がするんですよ。やっぱりJAとして受振がない状態で、
1:00:22	申請されてしまっても、我々困っちゃうんですね。そう。そう。中国とか何か施行時の申請なのかっていうともう少し明確にしといた方がいいと、飯田世古にわかんないそんな。
1:00:38	そっちからの申請においては、設置許可でしょう、安全上を中心に見る、それから施工の方の行動基準を中心にみるってのが、一般的な考え方だっけ設工認だよ、ね、説明。
1:00:55	結局、ずっと違うか。
1:01:21	あ、はいおっしゃってる。
1:01:27	JAの佐藤です。
1:01:30	よろしいでしょうか。どうぞ。JAの佐藤です。ご指摘いただいた点まずですね安全自信があるかという点については
1:01:40	安全性を説明することにしましてHDRの実証試験をしているところですしそういう形で説明をしていくところとご指摘いただいた細かい多区分けのところ、
1:01:53	出入りが両方見ていくところができる可能性があるというご指摘の点は申請の中でですねそれは当然、5月20日でも、原子炉側でもですね説明をしていくというふうに理解しています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:05	その上でやはり申請をしていく段階で、どちらにこの保安院の施設を申請していくかというのは、ちょっと手があればですけども、電磁法と例えば原子炉のところの区分けです、電力系統のところまでどこまでの範囲を見てという形で、
1:02:21	原子炉側の炉規法で見て、この範囲で見ている、例えば電気系の、その系統の先についてはこういうことで、安全を見るとかです、そういうのやり方をされてると理解していますので、
1:02:33	不破社員は多分行政側で決めていただいた上で、その範囲で申請した中で、その申請した教育効果の中で安全の中でどういうふうの実証、代表してですね見ていくかというような、
1:02:47	とらえ方をして移管していくのかと理解をしているのでそれは、別の事業者がそういう安全性を説明していくというふうには理解をしています。
1:02:59	行政側でどこまで区切るかという判断は、最終的には、
1:03:07	許可とかね、認可とかいう処分の中で決まると思っているんです。けども、そこまでの道のりにはね。
1:03:18	まずJAが等考えていてここまでね、ここで、こっちの法律で見ておけば十分なんだって説明をしていただかないと、その最終的な判断、許可なり、
1:03:29	認可っていうのは、できないということですので、我々が最終的には判断しますが、その道のりはね、JAEAが責任を、説明責任を負っていると、そこら辺はご認識いただければと思います。
1:03:45	そこはもちろんそうですよね。事業主体として、理事がそこをしっかりとご説明すべき。
1:03:54	当然認識しております。
1:03:55	庄司です。見城さんのHTTRにちょっと申請、規制基準を調査していただけたわけですけども、何がある程度です、告示が起きて、
1:04:06	新商品に至らないということも踏まえてですね。
1:04:09	この一命終わってる除熱機能に対して、どうかという議論をですね、BSを含めた上でご説明していきたいというふうには考えてございます。
1:04:19	はい。これはどうぞ。
1:04:29	規制庁中沢です。それぐらいで、本日の行政相談は一旦終わりにしたいと思います。JAさんから何か確認しておきたいことがございますか。
1:04:42	この辺はですね余りにもちょっとポンチ絵なので、見させていただいて、若干難しいところもありまして、この辨野田宮とかですね二つしかなくて、
1:04:53	ここで降りっていうのは実はそうでも、なくなってくるので、それを改めてですね、この範囲を明確したやつをですね、ご連絡差し上げたいというふうには思っております。前回そのようなコメントいただいて今回変わったんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:04	この範囲の適用範囲のところが、今日お出した資料とは異なってくるという状況でありますので、そこは再度お出しさせていただければというふうに思っているものでございます。
1:05:14	それと、当面はですね、業務部という議論を踏まえまして、申請の範囲におきまして不況、一般産業に関しては、当面こんな方向で私は考えていきたいと思っておりますので、
1:05:25	それに対しまして、いやそこが違うというようなご判断をされた場合はですね、ご連絡いただきましたようにあります。よろしくお願いいたします。
1:05:35	ありがとうございます。上昇情報共有はね、密にとってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
1:05:44	町長よろしくお願いいたします。
1:05:46	はい。それでは本日の行政相談は終了いたします。ありがとうございました。はい。浅井鷲見。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。